

令和2年度第7回

下松市農業委員会総会議事録

令和2年10月13日(火) 10時から
下松市役所1階 103会議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和2年度第7回下松市農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年10月13日(火) 10時から
- 2 開催場所 下松市役所 1階 103会議室
- 3 農業委員
 - ・出席(8人)
 - 会長 5番 清水 守
 - 会長職務代理者 3番 河村 真弓
 - 1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結
 - 7番 藤田 善江 8番 山岡喜久吉
 - ・欠席(0人)
- 4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)
 - ・出席(6人)
 - 1番 中村 英隆 2番 藤井 康之 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫
 - 5番 弘中 健治 6番 松村 将吾
 - ・欠席(0人)
- 5 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地証明交付申請の承認について(調整区域)
 - 諮問第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見について
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員
 - 局長 網本 渉
 - 書記 河本 健
- 7 会議の概要
 - 会議の概要については次のとおり

近藤委員 ここは川のすぐへりでね、大雨が降ると沼みたいになるような所ですがね。

議長 本人がやる気があると言われるんじゃないですか。

内山委員 現状はですね、譲渡人が草を刈って、すぐにでも管理機で耕して野菜を植えられるという状況にはなっています。川はですね、かなり幅はありますよ。

議長 この辺りは耕作を放棄するという事を耳にしています。という事になりますと、この辺りは一体全部荒れてしまうという事になりますので、できる限り耕作をしてもらった方がいいんじゃないかと思っております。

金藤(推)委員 今言われるのは、買われるのは借家にお住まいでございまして、ここを購入されるとこちらに転居されるという、それで農業に従事するという事で。職業については●●●をやられておられるわけございまして。いずれにしても荒廢地を何とか開墾でもして、農地を守ろうという事であれば、農業委員会の趣旨に賛同できるという風に思っておりますので、少しでもそういった事に目を付けてもいいかなと思っております。それと、これは住居を含めた価格だと想定しますが、どうですか。

内山委員 全体でそうです。

大本委員 この様な経緯は、借りたい人を探して売買に至ったのですか？何かを活用したのですか？

内山委員 たまたまです。

議長 他にご意見はありますか。はい。意見もないようですので採決をしたいと思えます。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号1番は許可することに決しました。次、事務局、お願いします。

事務局 議案書6ページをご覧ください。議案第2号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は大字●●●●●一●、地目は 登記簿田、現況田、農振区分は農用地外、面積は442㎡。譲渡人は●●●●●さん、譲受人は●●●●●さん、内容は贈与による所有権移転です。調査委員は中村英隆推進委員です。よろし

くお願いいたします。

議 長 中村推進委員、お願いします。

中村(推)委員 ご報告申し上げます。9月8日現地に行きました。9ページをお願いします。申請地は現在休耕中でありまして、車が1台止まっておりました。譲渡人の●●さんは、農地の管理ができないということでございます。土地につきましては草が生えてない状態で、管理をきちんとされておりました。譲受人の●●さんは資材置場としてこの農地を使いたいという事です。●●●●●のほうをやっておられまして、土地を探しておられて、この土地を見つけられました。これは無償でという話で決まったわけですけど、●●さんのほうは、有償でという話で進められましたが、●●さんは無償で、ということです。以上です。

議 長 中村推進委員、ありがとうございます。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。事務局、先般資材置場が出たんじゃないですかね。

事 務 局 今回の譲受人が申請されたのは、ここが初めてです。特にこの近くでというのは、ここ三年間はないです。

議 長 分かりました。ありがとうございます。他にございませんか。意見もないようですので採決をいたします。議案第2号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の報告事案と致します。次、事務局お願いします。

事 務 局 議案書10ページをご覧ください。議案第3号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。非農地証明交付申請の承認について調整区域です。土地の所在は大字●●●●●●●-●、地目は登記簿田、農振区分は農用地外、面積は66㎡、参考地目は公衆用道路。調査委員は山岡喜久吉委員です。よろしくお願いします。

議 長 山岡委員、お願いします。

山 岡 委員 はい。それではご説明を申し上げます。今説明があったように、既に公衆用道路になっている所なのですが。別紙の写真が付いていると思います。こういう風な所で、農道の中に組み込まれていてもう何十年も経っています。しかし、

普通の農道といえお互いに出したままというのが多いのですが、ここは分筆しておられましたのでこのような形で残りました。これを9月24日に私と弘中推進委員と事務局で見に行きまして、その結果をご報告いたします。ですから、現況は既に農道の中の一部に組み込まれているというような物件でございます。そして、11ページを見て頂きますと、●●はご存知だとは思いますが、●●さんというのがあったのですが、ずっと●●の上の方に通じている道です。そこに新しく●●●●が出来まして、それがずっと上に繋がっていたわけでございます。場所は●●さんの所から●●●バス停を渡りまして、そして渡った所に●●さんや●●さんの田んぼがあります。今は自分が出しておられる公園を進んで、●●川を渡ったすぐの所でございます。見てもらったら分かるように、道路に沿って今の面積があるという事でございます。もう分筆もしておりますのでそれを認めると。結果、現況は公衆用道路と認めましたのでご協議をよろしくお願いいたします。

議 長 山岡委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。はい、内山委員。

内 山 委員 これは非農地証明がいるというのは、何か目的があるのですか。既に公衆用道路、私名義の農地なんです。

山 岡 委員 ここは、分筆をしておられます。事務局、他には何かあったんかいね？

事 務 局 ここは土地の動きとかという事で聞いてないので。理由まではちょっと確認しておりませんが。

内 山 委員 分かりました。

議 長 これは憶測ですが、家を建てるか何かの関係で、農地であれば道路の幅員が確保されないと建築確認がおりないという法的規制がありますので、●●さんはそれを考えて、もう公衆用道路にしておけば道路としてみなされるから建築確認の許可申請に支障はないだろうという風な事だろうと私は理解しています。

山 岡 委員 写真の上の方ですが家が建っておるのが●●さんの子供さんの家、田んぼがあるのはこの下の公園が●●で貸しておられていますけれど、●●さんの土地。それで栗が植えたりしている所も●●さんの土地と聞いております。

議 長 はい、他にどなたかございますか。意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号1番についてはこれを非農地、道路とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第3号受付番号1番は原案の通り承認致します。じゃ、事務局お願いします。

事務局 次に追加次第の諮問についてお諮りします。別紙をご覧ください。諮問第1号について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見について、下松市長より9月30日付文書で諮問を受け、10月30日までに回答を求められておりますので、本総会に追加議案とさせていただきます。内容としましては、令和2年4月1日施行での農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の改正に伴い、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正を全国の市町村一律に行うこととなり、下松市においても別添「基本構想改正の概要」の内容により改正されることとなりました。なお、農業委員さんには見え消しによる改正(案)も資料として付けております。改正にあたっては農業経営基盤促進法施行規則第2条及び第7条の規定に基づき、農業委員会の意見を求めることとされており、今回諮問がされたものです。

議長 今回、下松市長より農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見について下松市農業委員会へ諮問を受けました。この件について、ご意見がありましたら出して下さい。はい、内山委員。

内山委員 農業経営基盤促進法という法律を国が作って、その中に各市町村が目標を定めないといけない、という風になっているんですかね。

事務局 そうですね。

内山委員 と、なっていたけど、従前その目標があったのだけど、今回のこの法律の改正によってそれに合うように、応える形でこの下松市の目標を改めた。それに対して農業委員会の意見を聞かないといけないというのは法律で定まっちゃうんですか。

事務局 はい、法律の施行規則の中で、関係団体として農協と農業委員会の意見を聞かないといけません。

内山委員 その目標を吟味して付属すればいいのだけど、改まっているというのは文言を訂正した程度ですか。根本的に考え方とかが改まっちゃうんかね。

事務局 いえ、概要の所の、第2のところは下松市の現状を踏まえて大幅に変更します、という事で。ここは内容については周南農林水産事務所と協議しながら、下松市の現状に合わせた目標設定にしております。県とか全国的にこの目標としてやったらどうですかという事例があるんですけど、そこを下松市の現状に合

わせた形で見直しておりますので。ちょっと下松市の独自性が出ている所もあります。他の所は法改正とかに伴っての修正なんですけれど、

内 山 委員 分かりました。

議 長 他には市の関係で、特に関連するという所はございませんか。

事 務 局 はい、市の関係では今言った所が一番大きく。

議 長 はい。他には意見はございませんか。

大 本 委員 これは期限とかはあるんですか。

事 務 局 これは五年ごとに見直しをされているもので、その期限はいつまでにこれをと
いうよりも、これを目標にという事で進める内容となっていて、その五年後に
実態に基づいてまた見直すと。今回の分も五年前の平成26年に見直しをした
分の見直しという事で、連続的にずっときております。平成26年の前はまた
その前があつて、農業経営基盤促進法が出来てすぐから始まって、見直しをか
けながらやってきているものです。基本的な構想という事で。

大 本 委員 現状はいくらかという事は明記されてないわけですね。

事 務 局 そうなんです。現状いくらというよりも、今後。

大 本 委員 でもさっき、下松市の現状を考えて目標をたてたと言われたじゃないですか。
だからそこに現状を記載されるべきではないんですか。

事 務 局 現状明記は無い中なんですけれど、全体的な目標というのが示されているのと、
下松市の現状が合っていないから、生産方式における、例えば8ページで言え
ばミディトマトとか作る時の基本的な装備はどういったものですよ、とかいっ
たものを、下松でやっているやり方に合わせたということだったと思うのです
が。現状がこうだから、こうしたという所まで示せてなくて申し訳なかったの
ですけれど。

大 本 委員 一般だと目標をきちんと立てている気がするから。

事 務 局 この基本構想の目標に下松市の農業を近づけていくという事で。

議 長 これは市の方から諮問であることから、当然説明は受けておられると思うん
ですよ。市の農林水産課の担当者にですね、この案件について、もっと具体的に
将来の農業の構想とか、或いは現状の農業の在り方とか、そういったものも含

めてですね、これに連動して農業経営基盤促進法があるわけですから、それを説明してもらえないかと私は思うんですよ。出来れば説明を受けたいと思います。

事務局 すみません、今担当者が不在で申し訳ないのですが、10月30日までには回答しないといけないのですが。

議長 はい、ではこの案件について、採決いたします。
諮問第1号について、これを是とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員でございますので、諮問第1号は是とするとして下松市長に答申します。

以上で本日の審議いただく議案について、終了いたしました。報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。ないようですので引き続き、その他の事項について事務局から説明をして下さい。

事務局 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、議案書の12に1件ございました。
報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の13ページに2件ございました。
内容については記載のとおりでございます。添付書類も完備しておりましたので、下松市農業委員会規程第10条2項に基づき、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長 9月28日に下松市農業委員会から下松市長あてに意見書を提出しました。資料については前回配っておりますので、内容は確認してください。このことによって下松市長もですね、内容については承りましたと。下松市の農政について、一緒に協力してやっという風な心強い回答をいただいております。それから前段といたしまして、トビイロウンカの大発生による稲作農家の支援という事で要望書を出しております。これにつきましても、緊急事態であるから何とか農家の支援をしていただきたいという下松市長あて要望書を経済部長に提出いたしました。まだ明らかな回答をいただいておりますが、前向きな方向で検討していただいているのではないかと考えております。今年の稲作につきましてもは甚大な被害を受けたわけです。何とか夢のある農業を続けられるよう下松市の支援をいただいきたいと思っております。
次に連絡事項は。

事務局 その他としまして、全国農業新聞購読依頼について、今回、新たに農業委員、

推進委員になられた方につきまして、総会後に全国農業新聞の購読についてお願いしたいと思います。全国農業新聞につきましては、発行が農業委員会の上部組織となる全国農業会議所であり、全国の農業委員会における活動事例や先進事例が取り上げられており、活動の参考となるものです。また、年に1回は下松市農業委員会提供の記事が掲載されています。農業委員、推進委員の任期中だけでも是非ご購読いただけたらと思っております。なお、JAグループの(株)日本農業新聞社が発行している日刊紙の日本農業新聞とは別のものとなります。よろしく申し上げます。

議

長

それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これで10月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和2年10月13日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長

濱 水 三

署名委員

近藤 政司

署名委員

田中 結